

第27回 電気通信市場検証会議 ご説明資料

2022年3月8日
ソフトバンク株式会社

移動系通信におけるドミナント規制

移動系電気通信事業については、市場支配力の強さに応じた段階的な規律によって公正競争確保が図られており、今後も維持すべき

1 第二種指定電気通信設備制度

業務区域ごとに10%のシェアを占める
端末設備を有する事業者に対する規制

NTTドコモ殿

KDDI殿

ソフトバンク



MVNO事業者殿

シェアの大きさに起因する
接続協議における交渉力の差を是正

2 禁止行為規制（移動系）

更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に
個別に指定されたもの*に対する規制

NTTドコモ殿

- * 総合的な事業能力を踏まえ指定
 - ・ 相対的な総合的な事業能力の強さ
 - ・ ボトルネック設備とのグループ関係 等



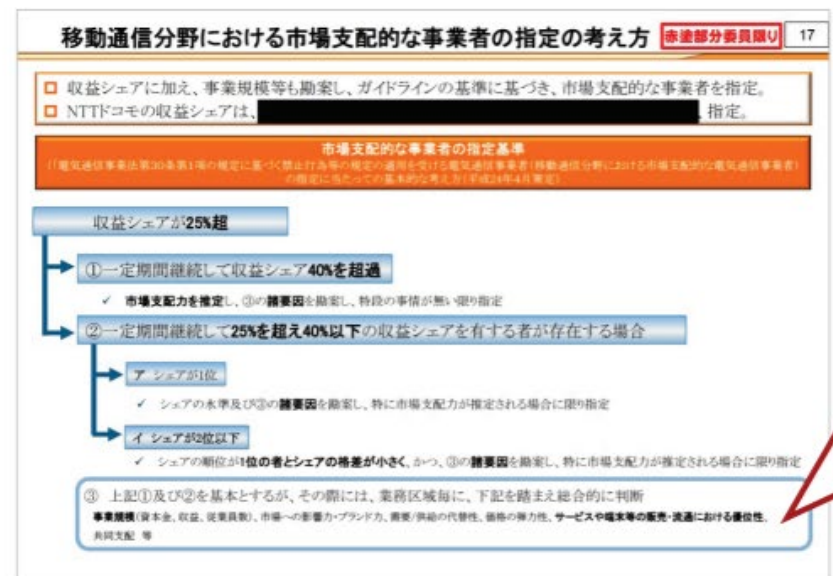
その他の電気通信事業者

公正競争等に及ぼす**弊害が著しく大きく**
看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止

※特殊会社のNTT持株による完全子会社化により事業能力はさらに拡大

禁止行為規制は、 市場支配力 / ボトルネック設備 / 総合的な事業能力等を鑑み、 対象者を指定するもの

禁止行為規制は、市場支配力やボトルネック設備を設置する事業者と同じ企業グループに属することや、強大な資金力を背景とした競争阻害行為への懸念・苦情を契機として策定されたもの
 (移動通信分野については、下記の考え方にに基づき、事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力、ブランド力、共同支配等の諸要因が勘案されNTTドコモ殿が指定)



【総合的な事業能力を測定するための諸要因】

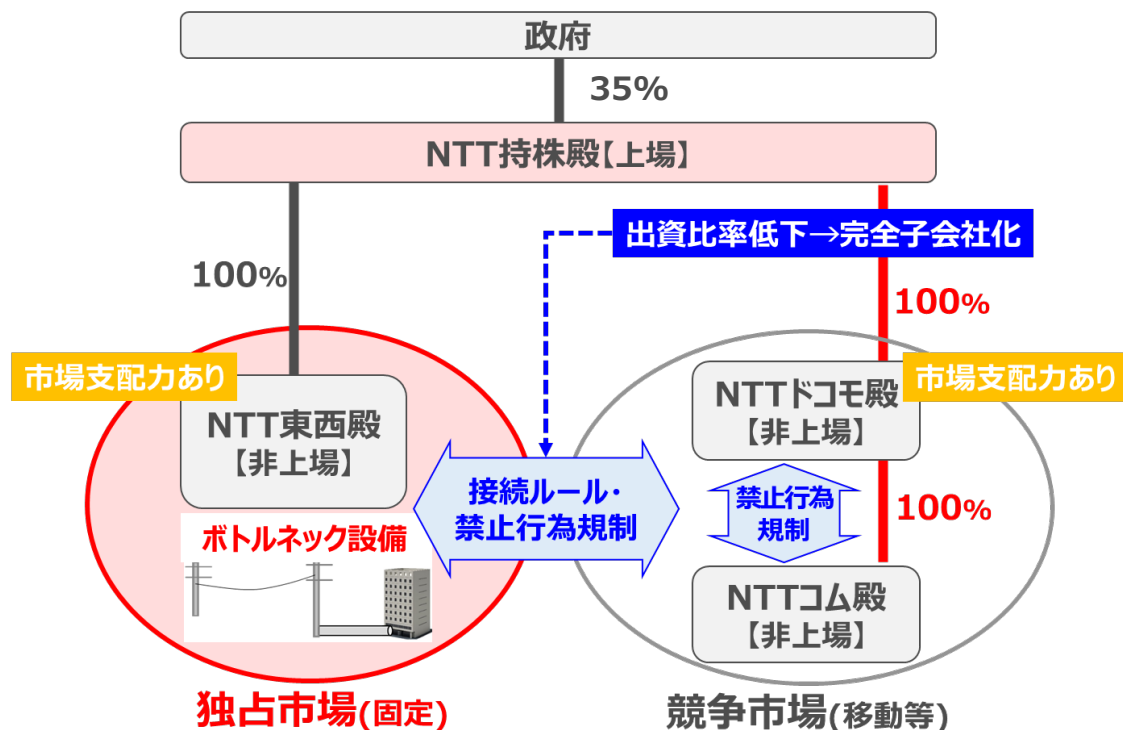
- ・事業規模 (資本金、収益、従業員数)
- ・市場への影響力、ブランド力
- ・製品・サービスの多様性
- ・潜在的な競争の不在
- ・技術上の優位性・卓越性
- ・需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ・共同支配

出典：市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方 (情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会 (第8回) : 2014年6月10日)

出典：電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的な考え方 (2016年3月29日)

NTTドコモ殿については依然として強固な市場支配力を有し、NTT東西殿との連携強化(光卸の提供等)や共同調達等のグループ一体経営を背景に、規律の必要性が増している

それに加え、NTTドコモ殿完全子会社化で現行規制の実効性が弱まる懸念も存在



NTTドコモ殿の市場支配力

+

特殊法人であるNTT持株殿の下、
ボトルネック設備を有するNTT東西殿と事実上一体
(機能分離・禁止行為規制等はあるが、その実効性が100%確保されるものではない)

+

公正競争要件としての出資比率低下による
禁止行為規制等の実効性を高める効果が減殺

NTTドコモ殿の市場支配力、ボトルネック設備を有するNTT東西殿との連携強化の両面から
NTTドコモ殿の禁止行為規制の維持が必要

イコールフットティング確保の様々な取組み進行中

1 第二種指定電気通信設備制度



(1) : MNO(廉価プラン含)との同等性取組み

- ① 接続料、卸料金の低廉化
- ② 代替性検証・00XYメニューの導入
- ③ スタックテスト検討

(2) : グループMVNOとの同等性取組み

- ① 卸契約の届出、公表
- ② 差別的取り扱い禁止ルール

(3) : (1)、(2)共通の取組み

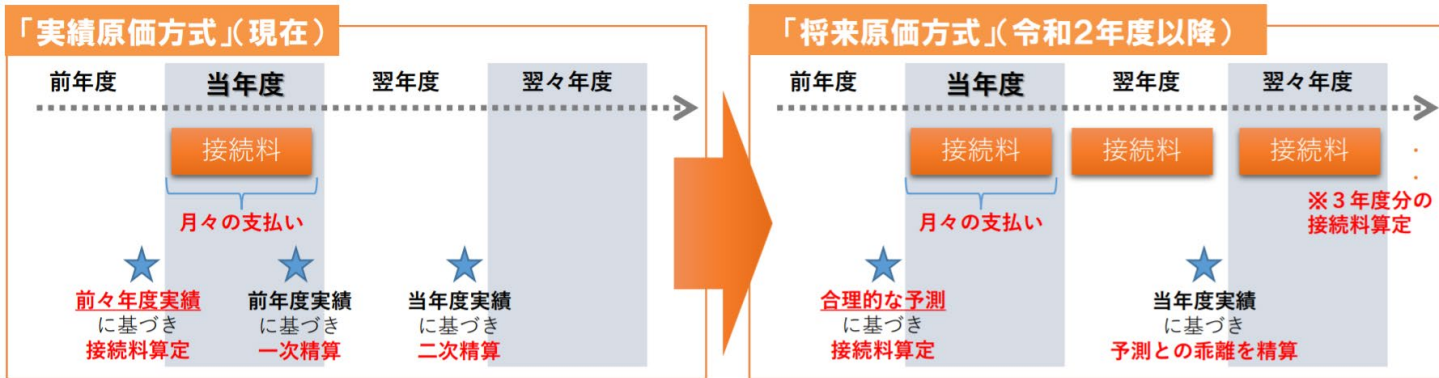
目的外利用	① 接続関連情報の目的外利用禁止ルール ② 接続約款での守秘義務規定
情報提供	③ 5G (NSA) 等の情報提供

MVNOとの同等性は十分担保済み

(1)-① MNO(廉価プラン含)との同等性取組み - 接続料の低廉化

将来原価方式導入により 見込みコストでの低廉なサービス提供が可能に

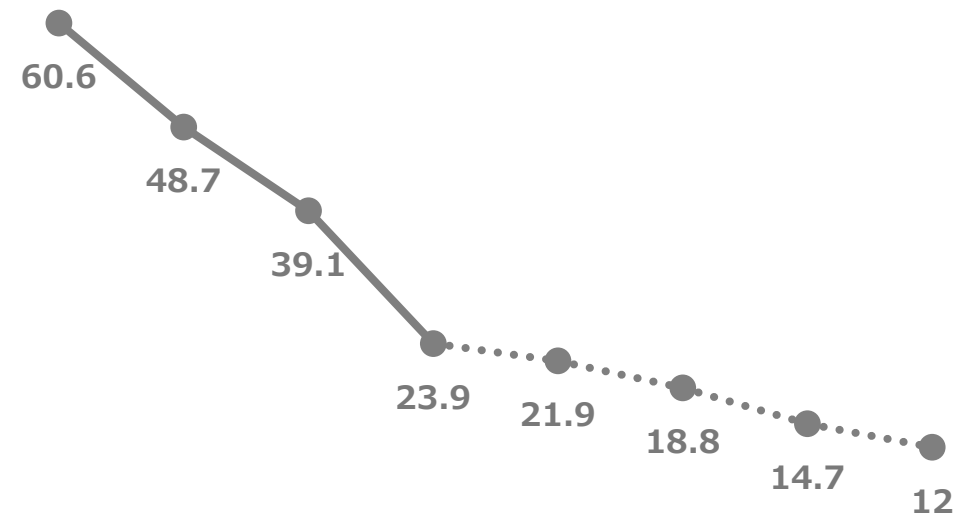
制度概要



第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000665206.pdf

データ接続料

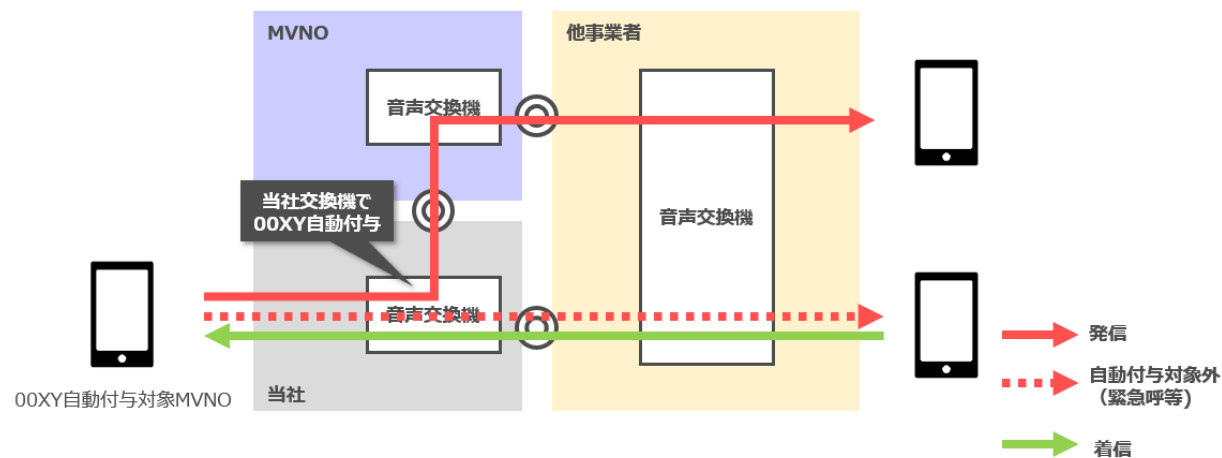
単位：万/10Mbps・月



FY17 FY18 FY19 FY20 FY21 FY22 FY23 FY24

MVNO向け音声接続メニュー（00XYプレフィックス）の導入や、 音声卸料金の低廉化でより低廉な料金での音声利用が可能に

MVNO向け音声接続メニュー



音声卸料金



構成員限り

接続メニュー化し実際にMVNOも**利用実績あり**

昨年度、廉価プランについてスタックテスト実施済 今後の検証方法等について議論中 (接続料大幅低廉化により検証自体の必要性は低下)

(参考)前回実施した検証内容

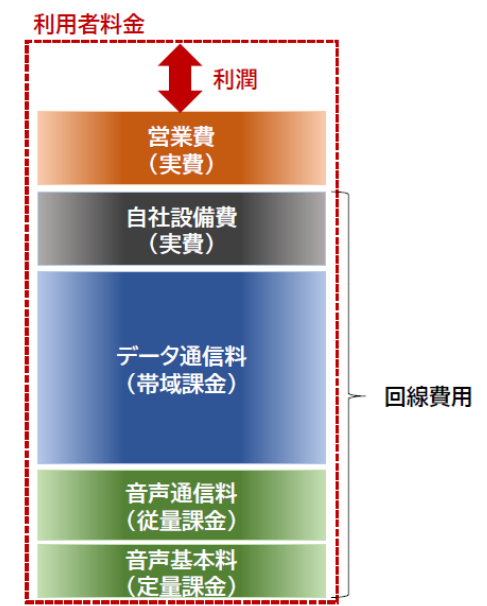
2

- MNO3社(第二種指定電気通信事業者である、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクをいう。以下同じ。)が、本年3月に提供を開始した、データ容量20GBの新料金プランについて、MVNOからの要望を踏まえ検証。
- MNOの設定する利用者料金が、回線費用と営業費を上回っており、MVNOが同等の条件により同等のサービスを提供できるかどうかについて検証。

<前回検証対象としたMNO 3社の料金プラン>
※ 検証を実施した今年2月時点の各社プラン

	NTTドコモ ahamo	KDDI povo on au	ソフトバンク Softbank on LINE (仮称)
開始時期 (2021年)	3月	3月	3月
月間通信容量	20GB	20GB	20GB※1
容量超過後の 通信速度	1Mbps	1Mbps	1Mbps
月額利用料	2,980円 —※2	2,480円 500円※4	2,980円 —※2
音声	(1回5分以内 国内通話 かけ放題込み)	(1回5分以内 国内通話 かけ放題オプション)	(1回5分以内 国内通話 かけ放題込み)
受付チャネル キャリアメール	Webのみ 利用不可	Webのみ 利用不可	Webのみ 利用不可
月額料金 (合計)	2,980円 (税込3,278円)	2,980円 (税込3,278円)	2,980円 (税込3,278円)

<携帯料金のコスト構造(イメージ)>



※1 LINEは通信容量の消費なく利用可能。 ※2 1,000円/月で、国内通話かけ放題となるオプションも提供。
 ※3 500円/月で、国内通話50分/月が無料となるオプション。1,000円/月で、国内通話かけ放題となるオプションも提供。
 ※4 1,500円/月で、国内通話かけ放題となるオプション。200円/日で、データ使い放題となるオプションも提供。
 ※5 1,700円/月で、国内通話かけ放題となるオプションも提供。
 (特に記載のない限り、価格は税抜。) 出典:各社HP

特定関係法人との取引を総務省殿に届出 総務省殿による確認結果は公表され、MVNO事業者殿も確認可能

届出の概要 (ソフトバンク株式会社)		10
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">主な届出内容</div>		<p>※接続約款に規定する音声通信料・SMS通信料は、接続事業者の電気通信設備(交換設備)をソフトバンクの回線設備に接続して役務提供を行う場合のものであり、卸電気通信役務の提供形態とは異なるため比較していない。</p> <p>※データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続)の提供を受けている事業者は1社のため比較していない。</p>
<p>主な届出内容と接続約款等との比較は、次のとおり。</p>		
主な届出事項	主な届出内容	①事業者間との比較／②接続約款との比較
役務に関する料金	<p>○通信料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声通信料 30秒ごとの料金が設定されている。 ・データ通信料 <パケット数課金型回線卸 (A社) > 利用パケット数に応じた料金が設定されている。 <帯域幅課金型レイヤ2接続> 10Mbpsあたりの月額料金が設定されている。 ・SMS通信料 1送信あたりの料金が設定されている。 <p>※B社に対する料金は、B社の電気通信役務に基づく収入に一定の割合を乗じた金額が設定されている。</p>	<p>①届出のあった卸先事業者間で異なっている。</p> <p>②接続約款には、データ通信料として10Mbpsあたりの帯域幅課金型の月額料金が定められている。<u>(卸料金と金額は同じ)</u> 帯域幅課金型レイヤ2接続でのデータ伝送役務の提供を行う場合に限り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続約款記載の金額：月額606,281円
	<p>○基本使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <パケット数課金型回線卸 (A社) > 契約形態によって異なるが、1契約ごとの月額料金が設定されている。 <帯域幅課金型レイヤ2接続> 利用可能な通信種別(音声・SMS利用可否)により、それぞれ1契約ごとの月額料金が設定されている。 <p>※B社に対する料金は、B社の電気通信役務に基づく収入に一定の割合を乗じた金額が設定されている。</p>	<p>①届出のあった卸先事業者間で異なっている。</p> <p>②回線卸については、該当する規定はない。</p> <p>帯域幅課金型レイヤ2接続について、MVNO回線管理機能として、1契約ごとの月額料金が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続約款記載の金額：月額70円

**帯域料金については、
卸・接続同額である
ことが確認されている**

施行規則の規定を受け、 接続約款にて設備利用における**不当な差別的取り扱い**を行わないことを担保

電気通信事業法 施行規則

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

1号～10号 (略)

十一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨

12号～14号 (略)

2項 (略)

接続約款

(相互接続通信の管理方針)

第 50 条の 2 当社は、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続にあたり、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと。
- (2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと。

(3)-① 共通の取組み — 接続関連情報の目的外利用禁止ルール

MVNO事業者殿からの情報の聴取範囲は**必要最低限に限定**

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項(接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等) ・ MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項(サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等) ・ MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項(開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系 ・ MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態 ・ MVNOが提供するサービスの原価 ・ MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画 ・ MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる。

**サービス計画等、
合理的必要性のない
情報は聴取不可**

ガイドラインにて自社内外における**目的外利用は禁止**

ウ 接続等関連情報の取扱い

接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続等関連情報」という。）⁵⁰について、それらの業務の用に供する目的以外の目的のための利用又は提供（以下「接続等関連情報の目的外利用」という。）⁵¹が行われた場合、当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争を引き起こされるおそれがある。

MNOによるMVNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる。

MVNOによるMNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われる場合についても、MNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる。

加えて、MNO及びMVNOは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められ⁵²、それを怠った場合であって、事業の運営が適正かつ合理的ではないため電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり得る。

- ① 接続情報の目的外利用により、MVNO業務に支障が生じるおそれ
- ② 目的外利用防止の具体的措置を怠り、事業運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発展等に支障が生じるおそれ

業務改善命令の対象

接続約款にて**守秘義務を規定し**、 自社内外で機密情報を目的外に利用しないことを担保

(守秘義務)

第 46 条 当社及び接続申込者は、事前調査の申込み以降相互に知り得た当社又は接続申込者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合、主務官庁より報告を要請された場合又は第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項第 4 号に規定する信用評価機関に、第 48 条(情報の提出)の規定により接続申込者が当社に提出した情報を開示する場合は、この限りではありません。

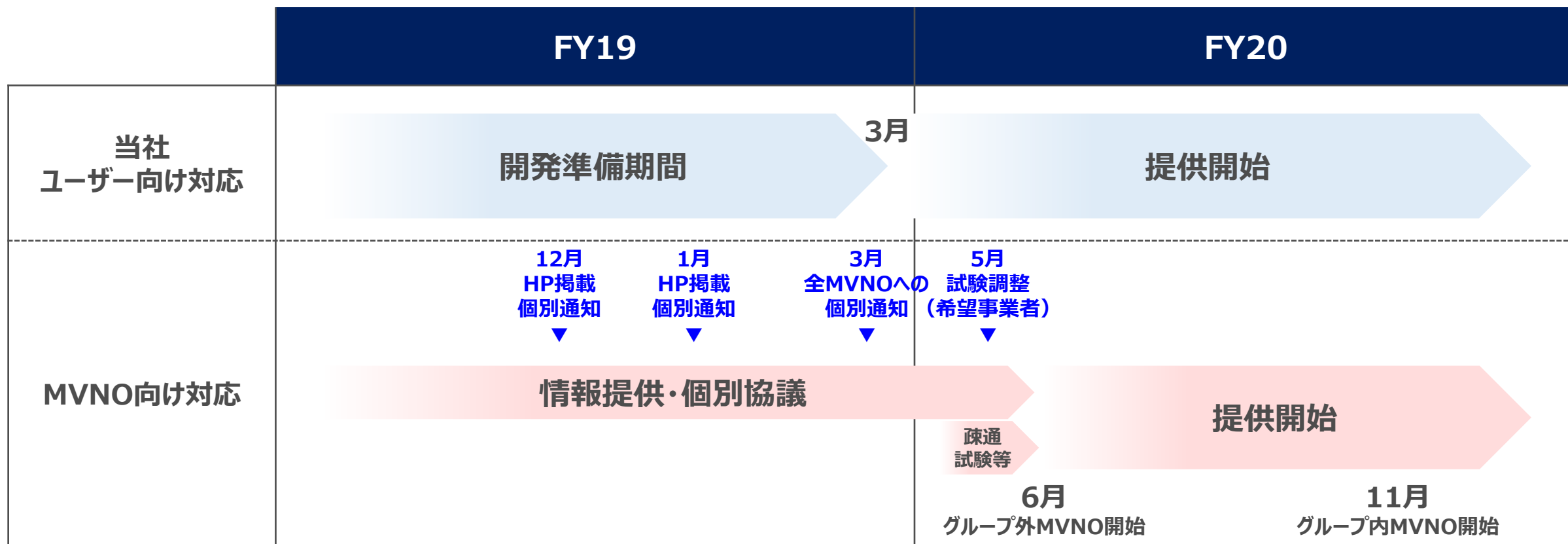
2 前項の規定は、協定の締結に至らなかった場合、協定が解除された場合若しくは消滅した場合においても有効に存続するものとし、これに違反し相手方に損害が発生した場合は、第 86 条(解除等の場合の取扱い)第 2 項を適用します。

ソフトバンク接続約款

<https://cdn.softbank.jp/corp/set/data/aboutus/public/interconnection/pdf/agreement.pdf?20220104>

(3)-③ 共通の取組み – 5G (NSA) 等の情報提供

MVNOに対して**同時期に同内容**の情報を開示
グループMVNO優遇等の事実なし
 (グループMVNOのサービス開始は最も遅い)



- **電気通信事業については市場支配力に応じた非対称規制が課せられており、移動系電気通信事業においてもボトルネック性を有する固定系電気通信事業からの影響等を含む総合的市場支配力に鑑み、第二種指定電気通信設備制度での段階的な規律により公正競争の確保が図られているため、今後もこの構造を維持すべき**
- **第二種指定電気通信設備制度に基づくMNO-MVNO間の同等性確保に向けた取り組みについては、現在も実効性の検証が行われており、引き続きその検証を通してMNO-MVNO間の同等性の確保を図っていくことが望ましいと考える**
- **当社としても引き続きMVNO事業者殿との同等性確保に向けた取り組みを検討・実施していく所存**

— SoftBank